

令和5年度 企画展示

－ 文書館開館 10 周年・高井鴻山記念館
開館 40 周年・図書館開館 100 周年 －
「歴史と文化の町に立つ」を
開催しています
会期:10月28日まで

その前身である村立図書館の歴史と伝統を受け継いだ旧町立図書館施設を改修して、小布施町文書館は平成25(2013)年4月24日に開館し、本年、10周年を迎えました。同時に町立の高井鴻山記念館は開館40周年、図書館にあつては開館100周年という大きな節目の年となります。

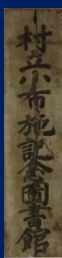
これら歴史と文化の町の核となる文化施設の開館にフォーカスし、現在、企画展示を開催しています。

日本における図書館の法的根拠は、明治32年と昭和8年の「図書館令」があり、戦後には「図書館法(昭和25年法律第118号)」が公布されています。博物館(美術館)の根拠は、「博物館法(昭和26年法律第285号)」となり、一方で、公文書館の法的根拠は、「公文書館法(昭和62年法律第115号。昭和63年6月1日施行)」になります。法律の制定時期を見ても、日本において公文書館(文書館)の整備の考え方が遅れていたことが分かります。

当地の図書館は、当時の摂政皇太子裕仁親王(後の昭和天皇)のご成婚と学制発布50年を記念して、市村連小布施村長が提唱、大正12(1923)年9月1日の村会決議となり、同年11月18日に創設されました。図書は村民からの寄贈と、村の予算・寄付金で4千冊余が購入され、同年12月1日から一般の利用が開始されました。当時は、長野県下400近い市町村([参考]大正9年:3市26町365村計394)の内、公立図書館は2市7町44村しかなかった時代です。戦後、図書館法が公布された昭和25年当時でも、町立図書館の設置率は全町数(1,889)の約12%、村立図書館は全村数(8,357)の約5%でした。



写真:小布施尋常高等小学校校門(大正15年)(鶴田家写真資料) 村立図書館の看板も掲げられる。



写真(右):現存する旧小学校校門(大正元年建)
写真(左):「村立小布施記念図書館」の看板

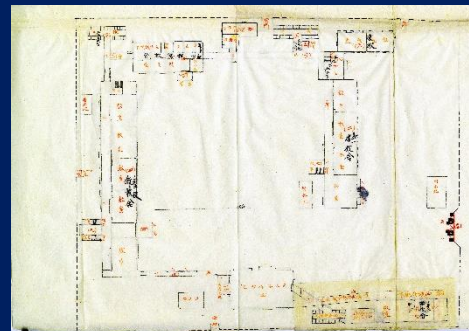


写真:小布施尋常高等小学校の平面図(「大正12年6月より財産台帳除台帳」小布施村役場) 右上に「東校舎」の記載があり、この2階に村立小布施記念図書館が設けられた。



写真:役場公民館事務所に併設(初めての移転)された村立図書館(昭和23年～昭和29年)

※ 100年前に村立図書館開館のために書かれた「文質彬彬」の書と、「村立小布施記念図書館」の看板を、今回特別に展示しています。

小布施町

文書館

開館時間 午前9時～午後5時 休館日 毎週日・月曜日、祝日、年末年始
長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2(小布施町役場3階)
Tel. 026-214-9114 e-mail: archives@town.obuse.nagano.jp